

袋井市道路等照明灯 LED 化業務委託

募集要項

令和 6 年 4 月

袋井市

1 事業の目的

本市の道路及び公園の照明灯（以下、「道路等照明灯」という。）は、約 1,300 灯が設置されており、そのうち LED 化済みの照明灯は約 20% に留まり、電気量削減や電球の長寿命化、環境負荷低減などの観点から早期 LED 化が求められている。

しかしながら、一括 LED 化には多額のコストを要するため、現状では老朽化による修繕に合わせて LED に交換を行っており、またこうした修繕等の維持管理にも多くの労力を要している状況にある。

このような状況を踏まえ、「袋井市道路等照明灯 LED 化業務委託（以下、「本業務」という。）を実施し、照明灯の一括 LED 化により維持管理の効率化や省力化を図るとともに、今後市が整備を進める道路冠水センサーをはじめとする防災機器などの情報一元化を目指す無線ネットワークシステムを活用したシステム構築によりスマートシティへの取り組みを推進する。

なお、本業務においては、民間のノウハウ、技術的能力を活用できる「ESCO（Energy Service Company）事業」を導入することを予定しており、この趣旨と目的に合致する優れた民間事業者からの提案を受けるため、公募型プロポーザルにより募集を行う。

2 業務概要

(1) 業務名称

袋井市道路等照明灯 LED 化業務委託

(2) 契約方式及び契約期間

ア) 契約方式：ESCO 契約（ギャランティード・セイビングス方式）

本業務は、ギャランティード・セイビングス方式で行い、事業者は、契約初年度となる令和 6 年度に、LED 化がされていない照明灯について設計・施工し、竣工後に市に引渡しを行い、令和 7 年度から 10 年間は導入設備の運用管理・維持管理（定期点検等）に係る業務（以下、「ESCO サービス」という）を実施するものとする。

イ) 契約期間

契約締結日から令和 17 年 3 月 31 日まで

ESCO サービス期間：10 年間

（令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日まで）

(3) 業務対象

本業務の対象は、本市が管理する道路等照明灯約 1,300 灯とする。

なお、照明灯の内訳は、別紙「袋井市道路等照明灯 LED 化業務委託仕様書」の「3 業務範囲（1）本業務の対象とする照明灯」を参照し、事業提案を行うものとする。

(4) 予算額（委託金額の上限額）

本業務の契約上限額は、243,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とし、そのうちの令和 6 年度に実施する LED 化改修工事に要する費用の上限額は、

184,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

また、令和7年度から令和16年度までの維持管理事業期間の事業実施に係る上限額は、残りの59,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とし、維持管理事業期間中の年数で除した金額5,900,000円（消費税及び地方消費税を含む）を単年度の上限額として支払う。

(5) 本業務の事務局

担当課：袋井市都市建設部維持管理課

所在地：静岡県袋井市新屋1-1-1

電話：0538-44-3130

電子メール：kensetsu@city.fukuroi.shizuoka.jp

3 業務内容

事業者は、本市が管理する道路等照明灯の実際の設置状況を踏まえ、自ら行った提案を基に、ESCO事業による道路等照明灯LED化の改修、維持管理及び省エネルギー効果の検証など、以下の業務について、市と合意した内容で契約を締結するものとする。なお、事業内容の詳細については、別添「袋井市道路等照明灯LED化業務委託仕様書」を確認すること。

- (1) 現地確認、精査等
- (2) 電力契約の照合等
- (3) 照明灯管理システムの構築及びデータ更新
- (4) ESCO設備の設置に係る計画の策定、設計、施工及び施工管理
- (5) 照明灯管理プレートの設置
- (6) 既設照明灯設備の撤去、リサイクル及び廃棄処分
- (7) ESCO設備の維持管理、保証、点検（無償修繕等）
- (8) 省エネルギー効果の計測、検証、保証

4 応募条件

(1) 事業の実施体制

ア) 応募者は、次の役割をすべて担う実施体制を構築しなければならない。なお、グループ構成による実施体制でも可能とする。

①事業役割

市との対応窓口となり契約等の諸手続きを行うなど事業遂行の責を負う。

②施工役割

施工管理・施工に関する業務を実施する。

③維持管理役割

維持管理に関する業務を実施する。

イ) グループ構成により応募する場合は、代表者及び各構成員間の役割に関する合意書など確実な執行体制が確認できること。

ウ) グループの代表者及び構成員は、他のグループの代表者、構成員に入ることは

できない。

(2) 応募者の資格要件

応募者の資格要件は次のとおりとする。

- ア) 応募者は、本募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- イ) 応募者は、各種対策により対象設備の省エネルギー効果を提案できる者であり、削減量が達成できない場合は保証措置を講じることができる者であること。
- ウ) 事業役割を担う者は、道路等照明灯のE S C O事業（ギャランティードセイビングス方式）の実績を有すること。
- エ) 事業役割を担う者は、静岡県内に本店、支店、営業所のいずれかを有すること。
- オ) 施工役割及び維持管理役割を担う者は、袋井市建設工事等入札参加業者資格者名簿における「電気工事」に登載されている者。
- カ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- キ) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- ク) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ケ) 次に該当しない者。
 - ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者。
 - ②暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められる者。
 - ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - ⑤無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている構成員であると認められる者。
 - ⑥国税及び地方税を滞納している者。
- コ) 本プロポーザルに参加しようとする他の者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

5 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関するすべての書類の作成及び提出に関する費用は、応募者負担とする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、市は応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはしない。

(3) 知的財産の取扱い

本事業の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとする。

(4) 市からの提供資料

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者の提案は1件を上限とする。

(6) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行い、市が認めたときはこの限りではない。

(7) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ、市が認めたときはこの限りではない。なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(8) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合若しくは重要な事項を記載しなかった場合は、参加表明書又は提案書を無効とする。

(9) その他

本事業提案への応募者が1者であった場合であっても、当市の定める評価得点を上回る提案であった場合は最優秀提案者として契約に向けて交渉を行う。

6 事業全体スケジュール（予定）

(1) 本事業は、次の日程（予定）で行う。

	項目	日程
1	公募開始 市公式ホームページにて、募集要項等を掲載	令和6年4月5日（金）
2	参加表明書受付期間	令和6年4月5日（金）～ 令和6年4月12日（金）
3	質問受付期間	令和6年4月5日（金）～ 令和6年4月12日（金）
4	質問回答	令和6年4月17日（水）
5	応募者参加資格確認結果 事業提案書の提出要請通知	令和6年4月15日（月）

6	事業提案書提出期限	令和6年5月15日(水)
7	プレゼンテーション、選考	令和6年5月15日(水)～
8	選考結果通知、優先交渉権者の決定	令和6年5月17日(金)
9	仮契約締結	令和6年5月20日(月)
10	契約締結 ※市議会閉会日	令和6年6月27日(木)(予定)
11	設備改修	契約締結日～令和7年2月28日
12	検収及び設備改修費支払い	令和7年3月
13	維持管理	令和7年4月～令和17年3月末

(2) 本提案募集の手続き

本プロポーザルの公募は次のとおり行う。

ア) 募集要項の掲載

令和6年4月5日(金)から市公式ホームページにて掲載

イ) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、参加表明書及び資格確認に必要な書類を以下のとおり提出すること。

①参加表明書の受付期間

令和6年4月5日(金)午前9時から令和6年4月12日(金)午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除く。

②提出方法

持参による。

③提出先

事務局へ提出(本実施要項 2(5)参照)

ウ) 参加表明時の提出書類

以下の提出書類を綴じたものを正1部、副1部提出すること。また、次の書類に、それぞれ書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを提出すること。各書類の様式に記載されている添付書類も合わせて提出すること。

■参加表明書の受付時における市から応募者に供覧する資料

- ・道路等照明灯の電気料金明細書
 - ・維持管理費(LED化未実施の交換費用等)の想定額
 - ・整備済みの道路照明灯の管理台帳
 - ・袋井市管理公園一覧表 ※対象とする公園一覧表とすべきか?
 - ・水害対策に関する道路冠水センサー等の事業計画
- ※その他、事業提案に必要な資料等は、別途協議の上、必要な書類を閲覧又は配布するものとする。

【参加表明作成書類】

①参加表明書(様式第2号)

グループで参加する場合は、代表企業名で作成し、提出すること。

②実施体制構成表（様式第3号）

4（1）ア）で示す役割分担（事業役割、施工役割、維持管理役割）に基づく実施体制を明確に示すこと。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた合意書（契約書又は覚書等）の写しを添付すること。

③企業概要等

- ・企業概要（様式第4号の1）
- ・企業状況表（様式第4号の2）
- ・有資格技術職員内訳表（様式第4号の3）
- ・各役割の業務実績表（様式第4号の4）
- ・E S C O関連事業実績一覧表（様式第4号の5）

④暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第5号の1）

⑤役員等氏名一覧表（様式第5号の2）

⑥印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3か月以内に発行されたものとする。

⑦商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で、受付日前3か月以内に発行されたものを綴じたものとする。

⑧納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税及び法人市民税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

⑨財務諸表等

最新決算年度とその前年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたものを提出すること。

なお、写しでも可とする。また、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表等も添付すること。

（3）参加資格確認結果、提案要請書の通知等

令和6年4月15日（月）に参加資格の確認結果及び事業提案要請書を応募者に文書で通知する。

（4）質問書の提出

本件に関し質問がある場合は、質問書（様式第1号）を提出することができる。

質問書は、次のとおり提出すること。なお、本件の趣旨からかけ離れた質問や、電話又は来訪による口頭での質問及び期限を過ぎた質問は受け付けない。

ア）提出期間

令和6年4月5日（金）午前9時から令和6年4月12日（金）午後4時までとする。

イ）提出方法

電子メールとし、表題に「袋井市道路等照明灯 LED 化業務委託質問書」と明記

するとともに、電子メール本文中に添付した文書等を記載すること。

なお、市は、質問書の送信者に対して、翌開庁日までに到着確認メールを送信する。届かない場合は市に電話にて確認を行うこと。

ウ) 提出先

事務局へ提出（2（5）参照）

エ) 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和6年4月17日（水）に市公式ホームページに掲載することとし、回答に関する電話、口頭による個別対応は行わない。また、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断した場合は、回答を行わない。

(5) 参加を辞退する場合

提案要請書を通知された応募者が参加を辞退する場合は、提案書提出期限の令和6年5月15日（水）の前日午後4時までに提案辞退届（様式第6号）を1部、事務局に持参すること。

(6) 事業提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、本プロポーザルの事業提案書を以下のとおり提出すること。

ア) 提出期限

令和6年5月15日（水）まで

受付時間：午前9時から午後4時まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除く。

イ) 提出方法

持参による。

ウ) 提出先

事務局へ提出（本実施要項 2（5）参照）

エ) 事業提案時の提出書類

応募者は、以下の提出書類を作成し、各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを提出すること。また、各様式に記載される添付書類についても合わせて提出すること。

なお、以下に定めのない応募者の独自提案に関するものについては任意様式とするが、要点をまとめ、明瞭な説明資料の作成に心掛けること。

① 提案書提出届（様式第7号）

② 提案総括表（様式第8号の1～第8号の2）

③ 現地調査及び電力契約の調査、照合に関する提案書（様式第9号）

④ 使用機器提案書（様式第10号）

・消費性能や照度、耐用年数、デザイン性など提案内容のわかるもの

⑤ 業務工程計画等（様式第11号）

・業務工程

実施体制、全体工程等

- ・ 工事施工に関すること
施工体制、施工計画、連絡体制、電気料金契約の更新体制
- ・ 既設照明灯の更新、廃棄計画
- ⑥ システム構築に関する提案書（様式第 12 号）
 - ・ データ伝送方法、ランニングコスト、データ管理方法など
 - ・ システムの拡張性（独自提案含む）
- ⑦ 維持管理等提案書（様式第 13 号の 1 ～ 第 13 号の 2）
 - ・ 維持管理体制
 - ・ 照明灯台帳の整備方法
- ⑧ 事業資金計画書（様式第 14 号）
- ⑨ 計測・検証計画書（様式第 15 号）
 - ・ 省エネ効果の実現に向けての確実性
 - ・ 電気量削減効果
- ⑩ 契約終了後の対応（様式第 16 号）
- ⑪ 事業収支計画書（様式第 17 号）

オ) その他

- ① 原則 A 4 判の用紙とする。また、カラー印刷も可とする。
- ② 提出部数については、応募者参加確認結果及び事業提案書の提出要請通知にて連絡するものとする。
- ③ 各様式の注意事項をよく確認して作成すること。

7 事業提案書に係る記載事項等

(1) 基本事項について

ア) 事業提案書の無効

本プロポーザルは本事業についての提案を求めるものであり、募集要項に記載された事項以外の提案書又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない提案書については、提案を無効とする。

イ) 提案書の様式について

別紙「袋井市道路等照明灯 LED 化業務委託提出書類様式」に示すとおりとする。なお、文字サイズは原則として 12 ポイントを基本とするが、可読性に配慮したサイズの使い分けは可とする。

(2) 作成方法について

CO₂削減根拠等についての資料作成にあたっては、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック (http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html)」を参考とすること。

8 事業提案書における提示条件

応募者は次の条件に基づき提案書を作成する。

- (1) 市の事業スケジュールに基づき、調査、工事等を遂行することができること。

- (2) 維持管理計画書を提出し、市が承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行うこと。
- (3) 維持管理事業期間中に、市が新設したLED照明灯や開発行為等により維持管理者以外のものが設置し、市に移管されるLED照明灯についても、システムにデータを反映したうえで契約終了まで維持管理を行うこと。なお、この新設又は移管が想定される灯数は50灯とする。
- (4) 「6 (1) 事業全体スケジュール (予定)」で示した工事期間内に工事が完了しない場合、LED化工事が完了するまで、電気料金を含む遅延に起因する費用は事業者が負担すること。ただし、災害又は天候不順等の理由により工期の延長を検討する必要が生じた場合は、安全確保の見地から、市と協議を行うものとする。

9 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

市は、「袋井市道路等照明灯LED化業務委託プロポーザル選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)を設置し、事業計画、実施体制、使用機器及び管理システム、維持管理、環境及び安全性への配慮、市経済への寄与、機器や省エネ保証、独自提案などの観点から総合的な審査を行い、最優秀提案者1者(以下、「優先交渉権者」という。)及び優秀提案者1者(以下、「次選交渉権者」という。)を選定する。なお審査結果は、次の事項を重視し審査を行うものとする。

ア) 経営状況や資金計画などから判断して、事業計画期間内における本事業の内容を市の計画通りに実施することが可能であり、また具体的に確認できる提案となっていること。

イ) 電気料金の削減額などの予定利益総額。

ウ) 設備導入に係る費用、維持管理に係る費用の内訳が明瞭かつ妥当であること。

エ) 安定的に事業を実施、継続できる計画となっていること。

オ) 他の自治体において、ESCO関連事業の実績があること。

カ) 対象設備の施工及び施工管理・工程管理について、具体的で確実性のある計画となっていること。

キ) 使用するLED照明灯は、納入実績のある国内メーカーの製品であること。

ク) 照明灯のLED化に伴い想定される、住民等からの苦情等についての対応が、具体的かつ充分であること。

ケ) 市が要求する照度を満たす灯具であることが具体的に確認できる提案となっていること。

コ) 既設のデザイン照明灯について、改修方法の具体的な提案があること。

サ) 設備の修繕等について、対応方法や連絡体制等、具体的な提案があること。

シ) 設備の維持管理・保証(無償修繕等)について、具体的な提案があること。

ス) 市内事業者の積極的な活用など、市経済への寄与に貢献できることが具体的に示された提案であること。

セ) 本募集の趣旨を十分理解し、提案に独自の工夫やノウハウ等を活用し、効率

- 的・効果的な事業実施が期待できること。
- ソ) 本事業の実施により、エネルギー起源CO₂の排出が確実に削減されることが確認できること。
- タ) 管理システムの具体的な操作性、視認性、運用支援体制等が示されていること。
- チ) 無線ネットワークシステムを活用したシステムについて、LED照明の効率化や省力化、市が令和6年度に整備予定の道路冠水センサーをはじめとする防災機器などの情報一元化に向けての具体的な提案がなされているか。またスマートシティへの取り組みに寄与するシステムの将来性、拡張性など、独自提案がある場合はその取り組み方針がわかること。
- ツ) 事業期間中における、不具合及びトラブル発生時の迅速かつ現実的な対応が可能な体制が整っていること。
- テ) 現実的な事業スケジュールとなっていること。

(2) 提案評価

ア) 審査日程及び方法

日程：令和6年5月15日（水）

※応募者数により時間割を行い、改めて市より連絡をする。

方法：プレゼンテーション形式

提案時間：説明20分以内 質疑10分程度

参加人数：4名以内

- ・プレゼンテーションは、提出した提案書をもとに行うことを原則とするが、パワーポイントを用いることも可とする。その場合、提案書の内容に沿ったものとする。
- ・説明に用いるパソコン及びプロジェクターの使用は可とする。また、その場合、パソコン及びプロジェクターは応募者が持参すること。（スクリーンは市にて用意）

イ) 審査結果

審査結果は、プロポーザルに参加したすべての者に対して、令和6年5月17日（金）に通知および電子メールにて連絡する。また、市公式ホームページにて、優先交渉権者と併せて評価点数を公表するものとする。ただし、最優秀者以外の者については会社名は公表しない。

ウ) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提案期限を過ぎて提案書が提出された場合。
- ② 提出した書類に虚偽の記載があった場合。
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ④ 本募集要項に違反すると認められる場合。
- ⑤ 提案書の事業費が限度額を超えている場合。

10 契約に関する事項

(1) 契約の手順

市と優先交渉権者は、協議の結果、双方が合意した場合に契約締結のための手続きを行う。なお、本事業は、「袋井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に基づき、袋井市議会の議会に付すべき事項となるため、市議会の議決を得るまでは仮契約を締結し、市議会の議決をもって、仮契約を本契約に移行するものとする。

(2) 契約の時期（予定）

仮契約：令和6年5月20日（月）

本契約への移行時期：令和6年6月27日（木） ※市議会定例会議決予定日

(3) 契約保証金

免除

(4) 契約の概要

市と優先交渉権者が、本募集要項、提案書及び維持管理計画書に基づき、契約が成立した場合に締結することとし、事業者が遂行すべき工事及び維持管理に関する業務内容、支払い方法などを定めるものとする。

また、市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確にし、相互の確認事項や方法、時期等について明記するものとする。

なお、優先交渉権者との協議が整わない場合は協議を打ち切り、次選交渉権者と契約締結の諸条件について協議を行う。また、契約までの費用については優先交渉権者又は次選交渉権者の負担とする。

(5) 支払いの概要

ア) 設備改修工事費：令和7年3月

検収完了後に精算払いとする。

イ) 維持管理事業費：令和7年4月から令和17年3月まで

年額均等払いとする。また、毎年度ごとに事業完了後の清算払いを基本とするが、契約締結時に支払い方法等は再度協議を行うものとする。